

資料2

論点等説明シート

目次

①	口腔保健支援センター設置推進事業	1
②	肝炎患者等支援対策事業費	3
③	健康的な生活習慣づくり重点化事業	4
④	医薬品等承認審査費	6
⑤	レセプト電算処理システムの推進に必要な経費	7
⑥	食品添加物、食品用器具・容器包装等の 安全性確認の計画的推進事業	8
⑦	若者の「使い捨て」が疑われる企業等への 対応強化	9
⑧	化学物質管理の支援体制の整備	10
⑨	雇用管理責任者講習等委託事業費	12
⑩	中小企業等担い手育成支援事業	13
⑪	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と 生活の調和対策の推進 (テレワーク普及促進等対策)	14
⑫	保育環境改善等事業(保育対策総合支援事業)	16
⑬	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (うち地域生活定着促進事業)	18
⑭	中国残留邦人等に対する支援給付事業 (生活支援事業経費)	19
⑮	障害者芸術文化活動普及支援事業	20
⑯	低所得者に対する介護保険サービスに係る 利用者負担額の軽減措置事業	21

論点等説明シート

事業名	口腔保健支援センター設置推進事業					
予算の状況 (単位:百万円)		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求
	予算額(補正後)	140	169	193	193	
	執行額	100	124	129		
	執行率	71%	73%	67%		

事業についての論点等

(事業の概要)

地域住民の歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持を図る観点から、地域の状況に応じた歯科口腔保健施策を推進させるため、歯科口腔保健の推進に関する法律第15条に規定される口腔保健支援センターの運営等に必要な経費を都道府県等に対して支援する。

【実施主体】 都道府県、保健所を設置する市、特別区

【補助率】 1/2

【創設年度】 平成25年度

【補助要件】

- ①口腔保健に関連する部署と調整するための行政組織(機能)であること
- ②常勤または非常勤の歯科医師1名、歯科専門職(歯科医師及び歯科衛生士)1名以上の配置
- ③地域の保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関係者により構成される協議・検討組織を設け、地域の状況を踏まえた施策の具体策に取り組む
- ④センターの取組は、都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって、保健、医療または福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする

【参 考】

○歯科口腔保健の推進に関する法律

第15条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

- 2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

(論点)

①口腔保健支援センターが設置されている地域の歯科口腔保健の状況と未設置の地域の状況との間に、事業効果の差があるかを検証すべきではないか。

②現在の成果指標では、直接本事業の効果を測定することが困難であるため、口腔保健支援センターの設置から成果の発現に至る過程を明確にする多面的・複層的な成果指標を設定すべきではないか。

※現行の成果指標

- ・80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合
- ・過去1年間に歯科検診を受診した者の割合
- ・障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科検診実施率
- ・12歳児でう蝕のない者の割合
- ・40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合

口腔保健支援センター設置推進事業のロジックモデル

【現状】

- 口腔保健支援センターの設置状況（平成29年度4月1日現在）
都道府県：57.4%、保健所設置市・特別区：15.5%

（インプット）

予算額

- 口腔保健支援センター設置推進事業
平成31年度予算 193,476千円

（アクティビティ）

事業の内容

- **目的**
地域住民の歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持を推進させる観点から、地域の状況に応じた歯科口腔保健施策を推進させるため、口腔保健支援センターの設置の推進を図る。
- **事業実施主体**
都道府県、政令市、特別区
- **補助条件**
都道府県、政令市、特別区において口腔保健に関する部署と調整するための行政組織（機能）
歯科医師2名（1名は歯科衛生士でも可）以上配置
- ・ 地域の保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関係者により構成される協議・検討組織を設け、地域の状況を踏まえた施策の具策に取り組む
- ・ 都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものとの調和の保持

（アウトプット）

口腔保健支援センターの設置自治体数

- ・ 都道府県
平成25年度：8
平成27年度：23
平成29年度：27
- ・ 保健所設置市、特別区
平成25年度：5
平成27年度：10
平成29年度：15

（短期アウトカム）

歯科口腔保健の推進に係る事業を実施する自治体数

- ① 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等（第7条）
92.4%（平成31年度）
 - ② 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等（第8条）
95.7%（平成31年度）
 - ③ 障害者等の定期的歯科検診受診のための施策等（第9条）
72.8%（平成31年度）
 - ④ 歯科疾患の予防のための措置等（第10条）
92.4%（平成31年度）
 - ⑤ 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等（第11条）
44.6%（平成31年度）
 - ⑥ 上記①～⑤に関する情報提供、研修の実施その他の支援（第15条）
78.3%（平成31年度）
- ※「歯科口腔保健に関する調査（平成31年度）（歯科保健課調べ、4/19集計分）」

（長期アウトカム）

ライフステージごとの特性を踏まえた、生涯を通じた切れ目のない歯科口腔保健施策を展開

- ・ 過去1年間に歯科検診を受診した者の割合の増加
52.9%（平成28年）
→65%（平成34年）
- ・ 障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科検診実施率の増加
62.9%（平成28年）
→90%（平成34年）
- ・ 12歳児でう蝕のない者の割合の増加
64.5%（平成28年）
→65%（平成34年）
- ・ 40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少
44.7%（平成28年）
→25%（平成34年）
- ・ 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加
51.2%（平成28年）
→60%（平成34年）

論点等説明シート

事業名	肝炎患者等支援対策事業費					
予算の状況 (単位:百万円)		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求
	予算額(補正後)	499	466	458	456	
	執行額	367	322	325		
	執行率	74%	69%	71%		

事業についての論点等

(事業の概要)

我が国の肝炎ウイルスキャリアは、B型、C型合わせて300万人から370万人程度存在すると推定されており、長期間の経過の後に肝硬変や肝細胞がんを引き起こす危険が指摘されていることから、地域における肝疾患診療体制の充実及び向上を図る必要がある。

このため、

- ・ 都道府県及び肝疾患診療連携拠点病院を中心とした地域の肝疾患診療地域連携体制を強化し、肝炎医療の質の向上と均てん化を図るため、医療提供体制の確保や肝炎患者及び医療関係者等への情報提供などの支援対策
- ・ 感染予防・早期発見及び早期治療を促すため、シンポジウム開催等の普及啓発を行い、地域の実情に応じた肝炎患者・家族等に対する支援対策を実施する。

※平成27年度公開プロセスの評価結果を踏まえ、平成28年度に事業内容を見直し

【主な事業内容】

実施主体: 都道府県、政令市、特別区

補助率: 1/2

以下の肝炎対策協議会等事業及び肝疾患診療地域連携体制強化事業のうち、地域の実情に合わせて必要な事業を実施。

【肝炎対策協議会等事業】

※都道府県等で実施

- ・ 肝炎対策協議会の設置、運営
- ・ 肝炎診療従事者研修の実施
- ・ 肝炎患者支援手帳の作成・配布(都道府県のみ)
- ・ 肝炎医療コーディネーターの養成(都道府県のみ)

【肝疾患診療地域連携体制強化事業】

※都道府県のみ

- ・ 肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会の設置・運営
- ・ 肝疾患相談・支援センターの設置、運営

(論点)

・平成28年度以降、成果目標である相談件数が伸び悩んでいる要因を分析し、これを改善する余地があるのではないか。

・肝炎の新たな治療法(C型肝炎のインターフェロンフリー治療)が導入される一方、B型肝炎患者が増加しているなど、肝炎治療を取り巻く状況が変化中、成果目標や事業内容が現状にふさわしいものとなっているか。

(参考1): 肝疾患相談・支援センターにおける相談件数

成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	肝疾患診療連携拠点病院肝疾患相談・支援センターにおける相談件数を前年度実績以上とすること	肝疾患診療連携拠点病院肝疾患相談・支援センターにおける相談件数	成果実績	件	19,474	24,402	28,955	27,295	23,122
		目標値	件	19,608	19,474	24,402	28,955	27,295	
		達成度	%	99.3	125.3	118.7	94.3	84.7	

(参考2): インターフェロンフリー治療

従来のインターフェロン治療(注射薬)に比べ、副作用が少なく高い治療効果が見込まれる経口薬を用いた、C型肝炎のみに対する治療法。

論点等説明シート

事業名	健康的な生活習慣づくり重点化事業					
予算の状況 (単位:百万円)		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求
	予算額(補正後)	222	191	885	891	
	執行額	222	191	490		
	執行率	100%	100%	55%		

事業についての論点等

(事業の概要)

地域、職域、学校等の身近なところで、たばこ対策や肥満・糖尿病予防に関する事業を総合的に実施するとともに、地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本等(ソーシャルキャピタル)を醸成し、住民参画型の地域ボランティアを活用する主体的かつ自由な発想に基づく健康づくり対策を実施することにより、効果的な生活習慣の改善による健康増進を図ることを目的に、以下の事業を実施する地方公共団体等を支援する。

【たばこ対策促進事業】(補助先:都道府県、保健所設置市、特別区。補助率:1/2)

たばこ対策を推進するため、未成年者の喫煙防止対策、若年女性の喫煙防止対策、禁煙支援に携わる者の養成・活動支援等を推進する。

【受動喫煙対策促進事業】(補助先:都道府県、保健所設置市、特別区。補助率:1/2)

受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発等を通じ、望まない受動喫煙が生じない社会環境の整備の推進を図る。

【糖尿病予防戦略事業】(補助先:都道府県、保健所設置市、特別区。補助率:1/2)

糖尿病の発症を予防するために、生活習慣を改善し、適切な食生活や適度な運動習慣など、糖尿病予防に取り組みやすい環境を整備する。

【地域の健康増進活動支援事業】(補助先:民間団体、補助率:10/10)

健康づくり活動に取り組む民間団体が行う、健康づくりの牽引役となる人材の育成やボランティアを活用する主体的かつ自由な発想に基づく取組を支援する。

(論点)

現在の成人の喫煙率や糖尿病有病者数の減少などの成果指標では、直接本事業の効果を測定することができないため、適切な成果目標を設定すべきではないか。

(成果目標例)たばこ対策促進事業

成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標		目標最終年度	
								-	年度	34	年度
事業① 平成34年度に成人の喫煙率を12%まで減少させる(喫煙をやめたい者がやめる)		喫煙率=成人の喫煙者数/生活習慣調査票の問1に回答した者×100	成果実績	%	18.3	17.7	集計中	-	-	-	-
			目標値	%	12	12	12	-	-	12	-
			達成度	%	65.6	67.7	集計中	-	-	-	-

(参考)「健康日本21」

栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善に関する目標

項目:成人の喫煙率の減少(喫煙をやめたい者がやめる)

目標値:12%(平成34年度)

受動喫煙対策促進事業のロジックモデル

(インプット)

受動喫煙対策
促進事業

【現状把握のため
のEビデンス】

◇受動喫煙の機会を
有する者の割合（飲
食店）
■平成29年： 42.4%

平成31
年度予
算額

891百
万円

(アクティビティ)

事業の内容

●施設管理者などを対象とした
受動喫煙防止対策に関する講
習会・説明会の実施、国民や施
設管理者等に対し、受動喫煙に
よる健康影響についての普及啓
発の実施等、望まない受動喫煙
が生じない社会環境の整備を推
進する。

(アウトプット)

事業実施

自治体数75団体
①説明会・講習会
の開催

■30年度：
集計中

②普及啓発資料
の作成・配布

■30年度：
集計中

(短期アウトカム)

受動喫煙の機会を
有する者の割合
(飲食店)

■30年度：
集計中

「受動喫煙対策」を
強化する改正法の
認知度（健康調査へ）

■30年度：
54.4%

(長期アウトカム)

望まない
受動喫煙のない
社会の実現

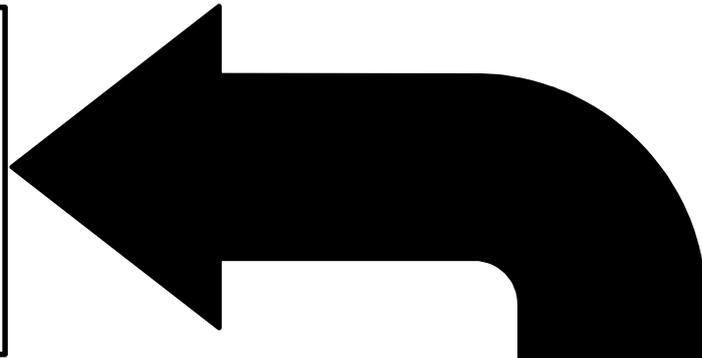
【改正健康増進法の施行】

- 一部施行①（国及び地方公共団体の責務等）の施行期日は2019年1月24日とする。
- 一部施行②（学校・病院・児童福祉施設等、行政機関）の施行期日は2019年7月1日とする。

2018年	2019年	2020年
7月25日	1月24日	7月1日（ラグビーW杯）
法律公布	一部施行①（国及び地方公共団体の責務等） （公布後6ヶ月以内で政令で定める日）	4月
	一部施行②（学校・病院・児童福祉施設等、行政機関） （公布後1年6ヶ月以内で政令で定める日）	7月（東京オリパラ）
	全面施行（上記以外の施設等） 2020年4月1日	

<厚生労働省の取組>

- ガイドラインの策定
- 自治体担当者会議の開催等
- ピクトグラムの周知



論点等説明シート

事業名	医薬品等承認審査費				
予算の状況 (単位:百万円)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求
	予算額(補正後)	159	271	302	224
	執行額	111	86	88	
	執行率	70%	32%	29%	

事業についての論点等

(事業の概要)

医薬品等の製造販売承認事務の円滑化等を図るため、専門分野の学識経験者による医薬品等の承認基準の作成、新薬等の情報収集等を実施。

【実施主体 国:①②③④⑤⑦⑧⑨ 医薬品医療機器総合機構:②⑤⑥⑨⑩⑪⑫】

(単位:千円)

事業名	平成30年度 予算額	平成31年度 予算額
①医薬品承認基準作成費	14,655	14,757
②スイッチOTC化推進事業費	10,406	10,412
③承認前検査実施に必要な経費	22,946	22,946
④医薬品等審査推進費	28,852	28,500
⑤国内未承認薬・適応外薬審査迅速化事業費	52,269	33,714
⑥承認審査等医薬品開発グローバル化対策事業費	37,148	18,574
⑦GCP等指導対策費	139	142
⑧レギュラトリーサイエンス戦略相談推進事業	634	632
⑨革新的医薬品最適使用推進事業	110,722	64,648
⑩実臨床での各種データの活用による革新的医薬品の早期実現化事業	4,500	4,500
⑪薬剤耐性感染症(ARI)未承認薬迅速実用化事業	19,287	19,287
⑫人道的見地からの治験支援事業	0	6,750

(論点)

本事業の目的である承認審査の円滑化等の推進を図るため、現状分析の実施の検討(新たな指標の設定等)を行うべきではないか。

※現状の成果目標

成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	28年度	29年度	30年度	中間目標		目標最終年度	
							-年度	31年度	31年度	年度
審査期間を短縮するため、医薬品等の製造販売承認事務の円滑化等を図る。	新医薬品(通常品目)の総審査期間を指標とする。(28年度は70%マイル値、29年度は80%マイル値、30年度は80%マイル値)	成果実績	月	11.6	11.8	集計中	-	-	集計中	集計中
		目標値	月	12	12	12	-	-	12	12
		達成度	%	103	102	集計中	-	-	集計中	集計中
根拠として用いた統計・データ名(出典)	独立行政法人医薬品医療機器総合機構 平成29事業年度業務報告									

※事業実績

事業名		28年度	29年度	30年度
⑤国内未承認薬・適応外薬審査迅速化事業費	会議での検討品目(未承認薬)	29	19	16
	最適使用推進ガイドライン作成件数		11	6
⑨革新的医薬品最適使用推進事業	最適使用推進ガイドライン改訂件数		1	12
	計		12	18

論点等説明シート

事業名	レセプト電算処理システムの推進に必要な経費					
予算の状況 (単位:百万円)		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求
	予算額(補正後)	1,457	949	983	686	/
	執行額	1,011	684	893	/	/
	執行率	69%	72%	91%	/	/

事業についての論点等

(事業の概要)

レセプトの電子化により、医療保険事務全体の効率化を図るとともに、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、レセプト情報・特定健診等情報を収集し、医療費適正化計画の作成・実施及び評価のための調査・分析を進める。

また、行政機関による分析・研究や、医療サービスの質の向上等を目指した研究又は学術の発展に資する目的で行う研究に対して、当該情報の提供を行う。

(論点)

○国や都道府県の医療費適正化計画に関する成果及び第三者提供による成果について、目標として設定すべきではないか。

成果目標が医療費適正化計画に直接結びつくものとなっていないと考えられることから、事業内容の達成状況等を改めて検証する必要があると思われる。

【参考】行政事業レビューシートより

成果目標 第三者提供の安定した供給を図る

成果指標 第三者提供の承諾件数

	H28	H29	H30
成果実績(件)	42	41	61
成果目標(件)	34	42	58

○医療・介護情報を連結して分析可能とする環境整備に向けて、NDBについても、その内容や利活用などをより充実させるため、データ収集、提供方法などについて、改善を検討するべきではないか。

医療・介護のデータを連結・解析できるシステムを2020年度から本格稼働させるための環境整備のうえで、本事業の改善等を通じ、NDBのさらなる充実を図るための検討が必要であると思われる。

【参考】新経済・財政再生計画改革工程表2018より

ii 「保健医療データプラットフォーム」の2020年度本格運用開始

データヘルス改革を推進し、被保険者番号の個人単位化とオンライン資格確認を導入するとともに、「保健医療データプラットフォーム」について、2020年度の本格運用開始を目指し取り組む。

論点等説明シート

事業名	食品添加物、食品用器具・容器包装等の安全性確認の計画的推進事業					
予算の状況 (単位:百万円)		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求
	予算額(補正後)	606	619	684	740	
	執行額	583	583	620		
	執行率	96%	94%	91%		

事業についての論点等

(事業の概要)

食品の安全性を確保するため、最新の科学的知見により、食品添加物等の規格基準の設定や安全性の評価を実施(規格基準設定・安全性評価に当たっての試験検査については、国立医薬品食品衛生研究所に支出委任)

①新規添加物の成分規格分析・検査

	27年度	28年度	29年度	30年度
新規添加物の成分規格分析・検査の実施数	3	5	10	11

②一日摂取量調査

	27年度	28年度	29年度	30年度
一日摂取量調査を行った食品添加物数	7	25	17	10

③既存添加物等の毒性試験(反復投与毒性試験、変異毒性試験)等

	27年度	28年度	29年度	30年度
既存添加物等の変異毒性試験の実施数	6	9	10	12
既存添加物等の反復投与毒性試験の実施数	15	16	14	12
既存添加物の成分規格分析・検査の実施数	5	7	4	7

※現在365品目ある既存添加物のうち、規格基準が設定されていないものが152品目、安全性評価が行われていないものが76品目ある

(論点)

・既存添加物の規格基準設定・安全性評価について、限られた予算や人員の中でより早期に進めるため、これまで以上に民間委託や一括調達を行うなど、事業の効率的な実施を図るべきではないか。

※試験研究機関への支出委任の内訳(一般競争入札、随意契約等、事務費)

	支出委任 (百万円)	一般競争入札		随意契約等		事務費 (百万円)
		(百万円)	契約件数 (件)	(百万円)	契約件数 (件)	
28年度	491	147	20	112	102	232
29年度	571	150	30	143	121	278
30年度	616	136	29	181	106	299

※28年度実績は国立医薬品食品衛生研究所及び国立感染症研究所の合算
29年度、30年度は国立医薬品食品衛生研究所のみ

・定量的な成果目標が設定されておらず、代替目標が「有識者による部会等の審議」となっているが、政策目的と事業の関係を整理し、成果目標を見直すべきではないか。

論点等説明シート

事業名

若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応強化

予算の状況
(単位:百万円)

	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求
予算額(補正後)	230	385	410	660	
執行額	203	273	349		
執行率	88%	71%	85%		

事業についての論点等

(事業の概要)

劣悪な労働条件で働かせる、若者の「使い捨て」が疑われる企業やいわゆる「ブラックバイト」への対応策として以下の事業を実施。

・夜間・休日に労働基準法などに関して無料で電話相談を受け付ける、常設の「労働条件相談ほっとライン」を設置するとともに、ポータルサイトによる情報発信を行う。

・大学や高校等でのセミナーを全国で開催することにより、労働関係法令の情報発信を行う。
等

(論点)

・成果目標や活動指標が事業目的や過去の活動実績等を踏まえ、適切なものとなっているか。

・真に支援が必要な若年労働者や学生・生徒に本事業が活用されるよう、ポータルサイトの内容や法令等の周知広報及び大学・高校への働きかけなどについて、一層の充実を図るべきではないか。

※現状の活動目標(抄)

活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込	
			活動実績	活動実績	活動実績	活動実績	活動実績	
「労働条件相談ほっとライン」の相談受付数(月平均)	活動実績	件数	2,577	3,795	4,538	-	-	
	当初見込み	件数	2,800	3,000	4,500	4,600	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	大学等でのセミナー回数	活動実績	回	47	84	77	-	-
		当初見込み	回	21	21	21	28	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	高校等への講師派遣回数	活動実績	校	91	115	131	-	-
		当初見込み	校	100	100	100	280	-

論点等説明シート

事業名

化学物質管理の支援体制の整備

予算の状況
(単位:百万円)

	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求
予算額(補正後)	221	185	183	172	
執行額	202	155	精査中		
執行率	91%	84%	-		

事業についての論点等

(事業の概要)

化学物質による労働災害防止の観点から事業者が化学物質の危険・有害性を認識し、リスクに応じた対策を講じることを促進するため、以下の事業を実施。

- ・化学物質のGHS(化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)に基づく危険有害性分類(GHS分類)の実施、GHSに対応したモデルラベル・モデルSDS(安全データシート)の作成・公開を行う。
- ・ラベル表示やSDS通知など化学物質管理に関する電話相談等を受け付ける相談窓口を設置するとともに、希望する事業場への訪問指導を実施する。等

(論点)

- ・事業目的の達成のために、成果目標及び活動指標が適切なものとなっているか。
- ・本事業が事業場によるラベル表示やSDS交付の促進につながっているか、効果を検証する必要があるのではないか。

※現状の成果目標(抄)

成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標		目標最終年度	
								-年度	31年度	31年度	年度
モデルラベル・モデルSDSへのアクセス件数を前年度以上にする。	モデルラベル・SDSへのアクセス件数	成果実績		万件	521	562	739	-	-	-	-
		目標値		万件	331	521	562	-	-	-	739
		達成度		%	157	108	131	-	-	-	-

※事業実績の例

	単位	29年度	30年度
ツール説明会及び教育担当者講習会開催数	回	20	24
モデルラベル・モデルSDSに関する電話相談件数	件	2,395	1,695
事業場に対する訪問指導件数	件	264	277

化学物質管理の支援体制の整備 ロジックモデル

(インプット)

化学物質管理の支援体制の整備

【現状把握のためのエビデンス】

- ◇労働災害による死者数（うち化学物質によるもの）
 - 平成30年（平成31年3月速報値）880人（16人）
- ◇労働災害による休業4日以上の災害（うち化学物質によるもの）
 - 平成30年（平成31年3月速報値）124,777人（435人）

平成31年度予算額 172百万円

(アクティビティ)

事業の内容

- 委託先による以下の事業
 - ①GHS分類の実施及びモデルラベル、モデルSDSの作成・公開
 - ②化学物質管理相談窓口の開設及び事業場への訪問指導
 - ③化学物質リスクアセスメント簡易ツールの作成・公開
 - ④化学物質に係る労働者教育用教材の作成及び教育担当者講習会の開催
 - ⑤化学物質の危険有害性等に関する海外等の新たな知見の収集等

(アウトプット)

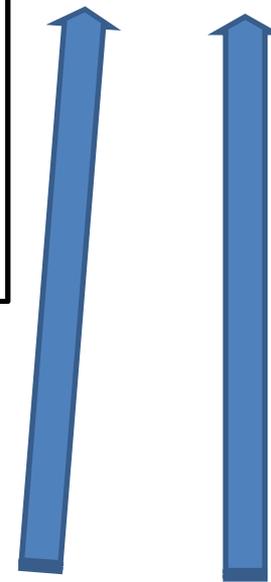
- ①分類物質数
 - H29: 150物質
 - H30: 163物質
- ②設置期間
 - H29.4/4～H30.3/20
 - H30.4/2～H31.3/20
- ③ツール説明会開催数
 - H29: 8回
 - H30: 12回
- ④講習会開催数
 - H29: 12回
 - H30: 12回
- ⑤毎年6回報告

(短期アウトカム)

- ①-1 モデルラベル・SDSへのアクセス件数
 - H29年度: 562百万件
 - H30年度: 739百万件
- ①-2 モデルSDSについて「役に立った」との回答割合
 - H29: 96%
 - H30: 81%
- ②-1 相談件数
 - H29: 2,395件
 - H30: 1,695件
- ②-2 訪問件数
 - H29: 264件
 - H30: 277件
- ③ツール説明会参加者数
 - H29: 1,079人
 - H30: 1,264人
- ④講習会参加者数
 - H29: 1,129人
 - H30: 1,264人
- ⑤義務物質追加数
 - H29: 27物質
 - H30: 10物質

(長期アウトカム)

- ラベル表示・SDS交付の実施率（労働安全衛生調査等）
 - ラベル表示
 - H26: 47.7%
 - H28: 60.0%
 - H29: 68.6%
 - SDS交付
 - H26: 48.0%
 - H28: 51.6%
 - H29: 62.6%
- 化学物質（危険物、有害物）に起因する労働災害（休業4日以上）の被災者数
 - H26: 480人
 - H27: 456人
 - H28: 447人
 - H29: 423人



論点等説明シート

事業名	雇用管理責任者講習等委託事業費					
予算の状況 (単位:百万円)		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求
	予算額(補正後)	545	832	718	637	
	執行額	330	403	集計中		
	執行率	61%	48%	集計中		

事業についての論点等

(事業の概要)

① 介護事業所における雇用管理責任者に対して、雇用管理全般(※)についての講習を実施することにより、雇用管理改善についての理解を促進し、事業所における雇用管理責任者の選任、介護労働者の雇用管理の改善を図る。

※介護労働者の採用、就業規則、労働時間管理、賃金管理、退職、解雇、労働保険、社会保険、健康管理等

② 雇用管理改善に積極的に取り組む事業主を中心として、地理的に隣接した事業所または同種の介護サービスを提供する事業所が連携することにより、雇用管理ノウハウの相互活用など、魅力ある職場環境づくりのため、地域ぐるみで雇用管理改善を実践する。

○雇用管理責任者講習受講者数 実績

28年度:12,468人

29年度:4,888人

30年度:5,472人

(論点)

・介護雇用管理改善計画の目標の達成に向けて、雇用管理責任者講習の受講者確保等を一層進めていく必要があるのではないか。

・「規模が小さい事業所」や、「介護事業開始後経過年数の短い事業所」の方が、離職率が高く、雇用管理責任者の選任割合や講習の受講経験が低い傾向にあるため、これらの事業所が講習を受けられるよう、事業内容を見直すべきではないか。

・地域ぐるみによる雇用管理改善の実践について、制度の目的を踏まえ、特に解決すべき雇用管理上の課題に重点的に対応するなどの見直しが必要ではないか。

論点等説明シート

事業名	中小企業等担い手育成支援事業					
予算の状況 (単位:百万円)		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求
	予算額(補正後)	—	—	269	200	
	執行額	—	—	36		
	執行率	—	—	13%		

事業についての論点等

(事業の概要)

中小企業等において、実務経験の乏しい若者等を対象に、専門的な知識及び技能を有する支援団体と事業主とが共同して3年以下の訓練実施計画を作成し、Off-JTとOJTを組み合わせた雇用型訓練を行う環境を整備するため、支援団体に対し、中小企業等や訓練生に対する支援業務を委託する。

【支援内容】

- ・訓練計画策定に係る雇用先事業所への専門的な助言
- ・訓練計画進捗管理及び訓練生の習熟度の確認(事業所訪問、習熟度把握のための試験の実施)
- ・個々の訓練生の習熟度の度合いに応じた補講の実施
- ・技能検定等公的資格取得に向けたOff-JT訓練の実施
- ・訓練実施に係る雇用先事業所及び訓練生の相談業務
- ・事業周知業務 等

【実施主体】

民間団体

【実績】

訓練開始者数 16人(平成31年3月末時点)
※本年度訓練開始計画数 154人

(論点)

・一定のスキルを有する技能人材の育成に取り組むだけの人的余裕やノウハウがない中小企業が抱える人材確保・育成の課題に対応し、実行可能な事業スキームとなっているか。

・実務経験の乏しい若者等の雇用の安定を図ることを事業目的の一つとしているが、事業の有効性を測る成果目標の指標が適切なものとなっているか。

論点等説明シート

事業名	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進(テレワーク普及促進等対策)					
予算の状況 (単位:百万円)		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求
	予算額(補正後)	275	529	491	533	
	執行額	133	256	267		
	執行率	48%	48%	54%		

事業についての論点等

(事業の概要)

適正な労務管理下における良質なテレワークの普及を図るため、以下の事業を実施。

- ・ テレワークに関する企業等からの相談に対応するための相談センターの設置・運営及び訪問コンサルティングの実施。
- ・ 中小企業事業主に対するテレワーク導入経費等の助成(時間外労働等改善助成金(テレワークコース))。
- ・ サテライトオフィスの活用に関する実証を行うモデル事業【平成31年度限り】等

(論点)

- ・ テレワークの効果や必要性の認知度を向上させるため、従来の広報に加え、特に中小企業に対する周知の拡充を図るべきではないか。
- ・ 時間外労働等改善助成金(テレワークコース)について、中小企業の雇用管理やニーズの実態に合ったものとなるよう、支給内容や予算額を見直し、テレワーク導入のインセンティブになるようにするべきではないか。

※現状の成果目標(抄)

成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 31 年度
	時間外労働等改善助成金(テレワークコース)について、助成金の支給対象となった中小企業事業主において、対象労働者が終日在宅でテレワークを実施した日数の週間平均が1日以上となった事業主の割合を60%とする。	助成金の支給対象となった中小企業事業主のうち、対象労働者がテレワークを実施した日数の週間平均が1日以上となった事業主の割合 (計算式) 対象労働者がテレワークを実施した日数の週間平均が1日以上となった事業主数 / 助成金の支給対象事業主数		成果実績	%	92.8	81	88.9
		目標値	%	50	50	60	-	検討中
		達成度	%	185.6	162	148.2	-	-

※現状の活動指標(抄)

活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込
	時間外労働等改善助成金(テレワークコース)の支給決定件数		活動実績	件	84	79	81
	当初見込み	件	172	80	80	80	

時間外労働等設定改善助成金（テレワークコース）のロジックモデル

（現状・課題）

◇企業規模が小さいほど、
テレワークの導入率が低い

■テレワーク導入企業の割合 平成29年:13.9%
 企業規模別：
 300人以上 23.0%
100~299人 10.1%

◇労務管理やセキュリティ等の課題を抱えている

■企業がテレワークを実施していない理由
 ・労働時間の管理が難しい 38.2%
 ・情報セキュリティの確保に不安がある 34.9%
 ・コミュニケーションに問題がある 25.0%
 ・機器のコストがかかる 14.7%

（インプット）

平成31年度
テレワーク
コース助成
金予算額
113百万円

事業の内容

中小企業事業主に対するテレワーク導入経費等の助成

アウトプット

■29年度：
支給決定件数、支給額 79件、49,749（千円）
（予算額 80件、72,000（千円））
■30年度：
支給決定件数、支給額 81件、45,020（千円）
（予算額：120件、113,400（千円））

（アクティビティ・アウトプット）

中小企業のテレワークの導入に向けた課題の解決のため、労務管理面や機器面での支援を実施

- （例）
- 就業規則・労使協定等の作成・変更の支援
 - 労働時間管理のためのソフトウェアの導入支援
 - Web会議用機器の導入支援

テレワーク普及促進のための基盤的施策の推進

- テレワーク相談センターの設置
- ・テレワーク導入・実施時の課題等について相談対応、専門家による訪問コンサルティング
- テレワークの普及促進に向けた気運の醸成
- ・企業向けセミナーの開催
- ・厚生労働大臣表彰「輝くテレワーク賞」
- ・テレワーク宣言応援事業
- ・テレワークガイドラインの周知啓発
- ・労働者向けイベントの開催

（短期アウトカム）

時間外労働等設定改善助成金（テレワークコース）の支給対象となった中小企業事業主において、対象労働者が終日在宅又はサテライトオフィスでテレワークを実施した日数の週間平均が1日以上となった事業主の割合

■29年度：81.0%
（目標：50%）
■30年度：88.9%
（目標：60%）

（長期アウトカム）

労働政策関係
（厚生労働省）

適正な労務管理
下における良質な
テレワークの普及

◇テレワーク導入企業の割合
 ■平成28年 13.3%
 ■平成29年 13.9%
 ……
 ■平成32年（目標年） 34.5%

労働政策以外
の課題の解消
（関係省庁）

労働政策以外
の課題

総務省（情報通信政策）

国土交通省（国土交通政策）

経済産業省（産業政策）

論点等説明シート

事業名	保育環境改善等事業(保育対策総合支援事業)					
予算の状況 (単位:百万円)		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求
	予算額(補正後)	75	1,654	189	660	
	執行額	83	101	55		
	執行率	111%	6%	29%		

事業についての論点等

(事業の概要)

保育所において、障害児を受け入れるために必要な改修等、病児保育(体調不良児対応型)を実施するため、設備の整備等に必要な経費の一部を助成する事業。

- 【実施主体】 市町村
- 【創設年度】 平成27年度
- 【補助率】 1/2、1/3

【参考】

	H27	H28	H29	H30
保育所等の利用定員	2,506,879	2,604,210	2,703,355	2,800,579
保育所等の利用児童数	2,373,614	2,458,607	2,546,669	2,614,405
保育所等の箇所数	28,783	30,859	32,793	34,763
病児保育の実施箇所数	2,229	2,572	2,886	-
病児保育の延べ利用児童数	585,276	640,441	693,225	-
少子化社会対策大綱(平成27年3月20日決定)における病児保育の目標:延べ利用児童150万人(H31)				

※ 保育所等とは、保育所以外にも認定こども園や地域型保育事業が含まれている。

※ 病児保育の実施箇所数は、病児保育の各類型(体調不良児対応型、病後児対応型、病児対応型、訪問型)の合計、利用児童数は、病後児対応型、病児対応型の合計となっている。

(論点)

病児保育の実施可能な保育所の拡大を図るため、例えば、実施要綱の見直し、事業者や利用者のニーズを踏まえた改善について検討が必要ではないか。

保育環境改善等事業のロジックモデル

(インプット)

保育環境改善等事業 【現状把握のためのエビデンス】 平成29年度 ・障害児受入保育所数 17,595か所 ・病児保育事業実施か所数 2,886か所	平成31年度 予算額 660百万円
---	----------------------

(アクティビティ)

事業の内容 ■ 既存の建物を活用した保育所等の設置や、保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修や病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行うことにより、障害児や病児の受け入れをハードの面から側面的に支援するため、必要経費の一部を市区町村又は市区町村が認められた者に補助する。
--

(アウトプット)

保育環境改善等事業の実施施設数 ■ 平成28年度 226か所 ■ 平成29年度 242か所 ■ 平成30年度 243か所

(短期アウトカム)

平成29年度 ・病児保育事業の延べ利用児童数 693,225人 ※「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計

(長期アウトカム)

病児保育事業の推進 ◇2019（平成31）年度までに病児保育事業の延べ利用児童数150万人が目標



論点等説明シート

事業名	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(うち地域生活定着促進事業)					
予算の状況 (単位:百万円)		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求
	予算額(補正後)	42,274の内数	30,670の内数	40,456の内数	43,628の内数	
	執行額	859	859	888		
	執行率	—	—	—		

事業についての論点等

(事業の概要)

各都道府県の地域生活定着支援センターが、矯正施設入所中から、矯正施設や保護観察所、既存の福祉関係者と連携して以下の業務を行い、支援の対象となる人が退所後から福祉サービスを受けられるよう取り組む。

- ①入所中から帰住調整を行うコーディネート業務
- ②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務
- ③地域に暮らす矯正施設退所者に対して行う福祉サービスの利用等に関する相談支援業務

【実施主体】

都道府県

【補助率】

国：10/10(定額補助)

○設置状況

全国48カ所(北海道のみ2カ所。他の都府県は1カ所設置。)

(論点)

矯正施設入所者の様々な事情に対応した支援となるよう、例えば、個別ケースの成功事例を幅広く収集し共有するなど、より効果的な実施方法の検討が必要ではないか。

(参考)

○フォローアップ業務の実施状況

		28年度	29年度	30年度
フォローアップを実施した者		2,037人	2,153人	精査中
(内訳)	支援が終了した者	619人	558人	精査中
	支援継続中の者	1,418人	1,595人	精査中

論点等説明シート

事業名

中国残留邦人等に対する支援給付事業

予算の状況
(単位:百万円)

	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求
予算額(補正後)	421	422	419	409	
執行額	402	404	411		
執行率	95%	96%	98%		

事業についての論点等

(事業の概要)

満額の老齢基礎年金等を受給してもなお生活の安定が十分に図れない中国残留邦人等に対する支援給付の円滑な実施のため、中国語が解せる支援・相談員を市役所等の窓口に配置するとともに、支援給付の施行事務について、適正かつ効率的な運用を確保するため、実施機関に対する指導監査を行う。

【実施方法】 委託

【実施主体】 都道府県、市町村

【創設年度】 平成20年度

【参考】

	H27	H28	H29
支援・相談員の配置数	402	380	368
うち都道府県	91	94	87
うち市町村	311	286	281

	H28.3	H29.3	H30.3	H31.1
支援給付の対象世帯	4,357	4,256	4,169	4,063

	H28.3	H29.3	H30.3	H31.1
支援給付の対象者数 (支援相談の対象)	6,546	6,328	6,135	5,932

(論点)

中国残留邦人等への支援について、当事者のニーズを踏まえた実施要綱等の見直しや、地域の実情に応じた支援・相談員の配置になっているのか検討が必要ではないか。

論点等説明シート

事業名	障害者芸術文化活動普及支援事業					
予算の状況 (単位:百万円)		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求
	予算額(補正後)	110	203	213	232	
	執行額	110	197	155		
	執行率	100%	97%	73%		

事業についての論点等

(事業の概要)

「障害者の芸術活動支援モデル事業」(平成26～28年度実施)で培った支援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)の更なる振興を図り、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。

- (1) 都道府県レベルにおける活動支援(都道府県内の相談支援、人材育成等)
- (2) ブロックレベルにおける広域支援(実施都道府県・未実施都道府県の支援、ブロック研修等)
- (3) 全国レベルにおける支援(全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築等)

【実施主体】

都道府県、社会福祉法人、NPO法人等

【補助率】

都道府県レベル 国:1/2 都道府県:1/2
ブロックレベル、全国レベル 国:10/10

(論点)

・ブロックレベルや全国レベルによる都道府県レベルへの支援の在り方について、より効果的・効率的な実施方法を検討すべきではないか。

・障害者の芸術文化活動の振興をより一層進めていくに当たり、モデル事業で得られた支援ノウハウの全国展開を図っているところであるが、今後の事業展開にあたって、成果目標を見直すべきではないか。

○現行の成果目標及び成果実績(アウトカム)

定量的な成果目標	成果指標		単位	28年度	29年度	30年度
障害者芸術文化活動普及支援事業は、障害者芸術活動支援モデル事業で培った支援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)の更なる振興を図ることを目的としており、本事業の採択団体数が前年度を上回ることが成果目標である。	障害者芸術文化活動普及支援事業の採択団体数 ※平成28年度:都道府県レベル及び連携事務局を合計した団体数。 ※平成29年度以降:都道府県レベル、ブロックレベル及び全国レベルを合計した団体数。	成果実績	団体	10	25	31
		目標値	団体	10	24	25
		達成度	%	100	104.1	124

論点等説明シート

事業名	低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減措置事業					
予算の状況 (単位:百万円)		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求
	予算額(補正後)	506	506	506	656	
	執行額	613	643	650		
	執行率	121%	127%	128%		

事業についての論点等

(事業の概要)

社会福祉法人が法人の持ち出しにより低所得者に対し介護保険サービスの利用者負担額の軽減を行った場合等に、当該費用の一部について補助を行う。

①実施方法等

【実施方法】補助(介護保険事業費補助金)

【実施主体】市町村(保険者)

【負担割合】国:1/2 都道府県:1/4 市町村:1/4

②公費助成の仕組み

○事業者が本来受領すべき利用者負担の総額(1割負担、食費、居住費)の1%までは、法人が全額負担

○1%を超える部分について、1/2を公費により助成

※特別養護老人ホームの場合、10%を超える部分はすべて公費により助成

(論点)

成果実績が未達成である要因を分析し、未実施保険者が出ないように必要な措置を検討すべきではないか。

(参考1)

○本事業を実施している保険者数

	27年度	28年度	29年度
事業実施保険者数	1,140	1,168	1,236
保険者数	1,579	1,579	1,579
実施率	72%	74%	78%

(参考2)

社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)

第24条(略)

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。